

令和7年第9回辰野町議会定例会会議録（16日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 令和7年12月16日 午後2時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	樋口博美	2番	林政美
3番	牛丸圭也	4番	吉澤光雄
5番	古村幹夫	6番	松澤千代子
7番	栗林俊彦	8番	高木智香
9番	小澤睦美	10番	本田光陽
11番	向山光	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（湯にいくセンター）
- 議案第17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（しだれ栗森林公園）
- 議案第18号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（辰野町地域活性化センター）
- 議案第19号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（ほたるの里世代間交流センター）
- 日程第2 議案第8号 令和7年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3 議案第9号 令和7年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第10号 令和7年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第11号 令和7年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第12号 令和7年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第13号 令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 請願・陳情についての委員長報告

日程第 9 追加提出議案の審議について

議案第 20 号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 10 議員提出議案の審議について

発議第 1 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

日程第 11 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 12 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	教育長	宮 澤 和 徳
総務課長	三 浦 秀 治	まちづくり政策課長	高 津 稔
D X ・地方創生担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	矢 島 秀 教	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	丸 山 貴 之	商工観光担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	竹 村 智 博	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	原 梢

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 11 番	向 山 光
議席 第 12 番	小 林 テル子

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さんこんにちは。議会最終日となりました。よろしくお願ひいたします。定足数に達しておりますので、令和7年第9回定例会第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(湯にいくセンター)、議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(しだれ栗森林公園)、議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(辰野町地域活性化センター)、議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(ほたるの里世代間交流センター)以上6議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(小林)

令和7年12月定例会条例審査報告をいたします。総務産業常任委員会委員長小林テル子。本定例会初日に、総務産業常任委員会に付託されました議案第1号、議案第3号の審査結果を報告いたします。12月10日総務産業常任委員会室において、委員6名出席(林議員欠席)、担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第1号辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査報告をいたします。提案理由は人事院勧告に基づき、辰野町一般職の職員給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を改正するために条例の一部を改正するものと説明を受けました。主な質疑は「国の人事院勧告を受けて実施しているが、県の勧告に基づいて進めることはできないのか」の問いに「現在は上伊那8市町村で足並みを揃えて実施している」との答弁でした。採択の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第3号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査結果の報告をいたします。提案理由は官民データ活用法(平成28年法律第103号)において、国・地方公共団体・事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定され、国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む「オープンデータ基本指針」が定められたことに伴い、国の公開手数料をもとに地番図及び航空写真とのデ

ータ等交付手数料について、条例の一部を改正するものと説明を受けました。主な質疑は「地番図等のデータ交付、画像データ一式、全町一式のデータは20万円から6万円と非常に大きな金額変更になるが、さらに地図情報システム用の形式では全町一式で500円となる。その2点の変更根拠は」の質問に「これまでは窓口で紙画像を300円で交付している。全町一式で出すと658枚となり、約20万円となる算出で行っていた。今回の改正では、画像データ形式は、国の情報公開制度により1ファイルあたり210円と確認し、312枚で交付できる計算で約6万円。地図情報システム用形式ではアプリケーションを使って確認ができるので、近隣市町村では500円ないし無料にしている経過があり500円と設定した」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。続いて、12月の12日、総務産業常任委員会室において付託されました議案第16号、17号、18号、19号についての審査結果を報告いたします。12月12日、午前10時30分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席で担当課からの辰野町公の施設の指定管理の指定について、4議案全体の説明を受けました。7月14日から選定委員会を6回開催、8月18日に選定委員会にて4施設の事業継続をすることとし、ほたるの里世代間交流センターは公募によらないとする、湯にいくセンターほか2施設の公募をすることに決定しました。9月1日から30日に応募申請を受け付け、湯にいくセンター2者、しだれ栗森林公園2者、辰野町地域活性化センター1者の応募があった。10月1日から23日に主管課で書類審査、10月16日第4回選定委員会にて申請内容を確認、11月6日第5回選定委員会にて応募者プレゼンテーション、11月13日第6回選定委員会・審査会合同会議を開催し、審査員13名(審査会委員5名、選定会委員8名)で審査方法は採点方式で、最低水準を平均点60点に満たないと候補者としめない等の条件で得点順位付けを行った。審査項目ごとの評価と応募者の適正管理運営計画に着眼をして審査を実施した。なお、ほたるの里世代間交流センターについては、社会福祉協議会の運営形態を考慮する中で、審査会は設けずに特定に至っていると説明を受けました。議案第16号、辰野町公の施設の指定管理の指定について(湯にいくセンター)について。担当課より選定の経過説明を受けました。2者の応募があり審査の結果、応募者Aは総合得点826点、平均点63.5点、B者は総合得点の805点、平均点61.9点でA者サンアメニティを選定した。サンアメニティは現在4期目で運営している事業者。今期の経営状況は燃料費高騰、最低賃金の改定等あり赤字経営が続いている。今回の応募業務には変更がありテ

ニスコートの管理は教育委員会に移管となっている。A 者の主な取り組みはこれまでと変更なく、町内の小・中学生 1,500 名への優待券プレゼント等は継続実施していくとしている。一方、B 者の取り組み計画には地域企業との連携とあるが、施設条件を勘案すると駐車場スペースも限られ、施設設備が小さく洗い場が男性 6、女性が 7 であり、今以上のイベント的集客は難しいとの説明を受けた。指定管理料について 5 年間総合計で A 者が 1 億 9,256 万 7,000 円、B 者が 1 億 1,500 万円で、2 者ともに 5 年間の管理料は上がっている。収入において指定管理料が A 者は令和 8 年が 3,740 万円から年々上がっていく、令和 12 年 4,293 万円。B 者は令和 8 年が 2,500 万円その後下がっていく計画で令和 12 年が 2,000 万円となっている。両者の差額は 8,206 万円、前期 5 年間との差額は 9,024 万円となっている。支出においては人件費は A 者は 5 年間で総額 9,083 万円、B 者は総額 6,400 万円で差額は 2,683 万円。需用費（燃料費、水光熱費）は A 者は総額 1 億 1,562 万円、B 者は 1 億 210 万円で B 者との差額は 1,352 万円であった。営業日数は A 者は年中無休としている。また一般管理費は A 者は令和 6 年実績は約 97 万円であるが、令和 8 年は 868 万円計上されていて B 者との 5 年間の差額が総額 3,678 万円となっている。一般管理費については A 者はこれまでの 5 年間と大きな差額があり、町側からこの点について聞き取りをした。「会社としての事業経費であり、正当な利益を考慮して算出した金額である」との回答であった。選定委員会でも同様の質問があり聞いたところ「これまでは実績をつくりたいの思いがあったが、経費の見通しが甘かった。今回収支の計画書には一般管理費の考え方、管理、利益もその部分に含むものとして計上した」との回答があったと説明を受けた。主な質疑は「選定委員会の付帯意見に議決後に減額可能か、入浴料の値上げや経費見直しによる指定管理料の減額を十分に協議し、住民のニーズに合わせたサービスの提供を目指していきたいと記載されているが、選定委員会では選定管理者決定前に入浴料値上げ等の議論はあったのか」の問いに「直近での議論はなかった」との答弁でした。選定委員、審査委員で選定管理料の価格交渉を合同会議で対応すべきだったのではないかとの意見があった。「A 者と B 者の指定管理料に大きな差があるが、このことについての町側の見解は」の問いに「今回指定管理料が上がってくるであろうとは想定していたが、A 者は想定以上の上昇であった。書類だけでは判断できないので、プレゼンテーションや現場審査会を開催し、これまでの実績や安全性に対する対応等を考慮し、金額が高くても A 者が良いとなった。A 者が受けているほかの同様の規模の

入浴施設、指定管理施設と比較してみたが、指定管理料 5,300 万円、一般管理料は同じくおよそ 800 万円だが集客数が 4 万人台で、辰野町湯にいくセンターの 7 万 2,000 人は頑張っている数字と評価できる。また、現在の湯にいくセンターの運営を指定管理で運営するとした場合、今回 A 者は利益相当分を含めて一般管理費として計上してきたと受け止めている」との答弁でした。「今回の提案が議会で否決された場合は、どのような対応になるのか」の問いに「審査会に差し戻して、指定管理料の減額はできないか、次点者にお願いをするか、直営にするか、湯にいくセンター自体を休止するのか等様々な対応がある。指定管理料が上がる中で議論は必要だが町民の福祉向上のため継続実施で進めることが町の基本方針です」との答弁でした。討論、意見になります。A 者が指定管理料を現状より上げてきていることが議論となっているが、その内容はほぼ理解ができたので賛成する。A 者の示す指定管理料を払って継続実施するのか判断を今、求められていると考える。現在、これだけの利用者がある、町に施設があった方がいいと考えるので賛成する。企業が利益を出すことは何ら悪いことではないし当たり前のことである。今回赤字の分を取り返し、上乘せするタイミングなので反応が大きく出てしまっているところではあるが、利益を計上したことには問題ないと思っているので賛成する。指定管理料が 5 年間で 9,020 万円もアップするという大きな提案です。一般管理費の内容が明確に伝わらないので反対する。A 者と B 者と比較したとき、B 者はこの金額でできると言っているのに評価点数で A 者とすることに納得がいかない。B 者では難しい理由が明確でない。また一般管理費の部分を見ると利益を追求し始めていると判断するので反対する。説明を受ける中で附帯意見のように議決されたのちに減額される保証はない。確約できないとすると現在提出された資料や金額で決定しなければならないが、その中でも指定管理料が大きく納得ができないので反対する。以上で質疑、討論を終結し挙手による採決を行いました。賛成 3、反対 3 で同数となり、委員長採決で否決すべきものと決しました。議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理の指定について（しだれ栗森林公園）について。2 者の応募があり、A 者が総合得点 849 点、平均点 65.3 点、B 者は 779 点、平均点 59.9 点で A 者を候補者に選定した。A 者は電子決済の導入、利用者の利便性を図る、また令和 8 年から町内小中学生のサマーキャンプの復活等の計画をしている。選定委員会の附帯意見では次点となった B 者は現行施設の利用目的や市民ニーズに配慮しているかが疑問である。（パターゴルフ場をブレイクダンス場に使用）また周辺地域への理解が

不十分ではないか等の意見があったとの説明を受けました。主な質疑では「指定管理料の増額は適切か」の問いに「2026年の人件費は両者同等であるが、A者の増額はこれからの人件費の上昇、最低賃金の上昇を加味したものである。委託費ではA者はパターゴルフ場の芝刈りを業者委託、B者はブレイクダンス場にと考えており、芝刈り委託はないため差額が出ている。そのほか一般管理費に大きな差額はありません」との答弁でした。質問です。仕様書に施設概要、パターゴルフ場という記載があるが」との問いに「仕様書には、施設概要にパターゴルフ場があり利用料も記載されている。ただしパターゴルフ場として使用することについての記載はない」との答弁でした。危機管理についての両者の記載について、B者はこの部分の記載が十分ではないということでしたが」との問いに「A者は令和3年の災害時で夜間避難を経験していて、それをもとに記載しているが、B者には記載がなかった」との答弁でした。質疑、討論を終結し、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第18号、辰野町公の施設の指定管理の指定について、地域活性化センターです。1.1社からの応募があり現在の指定管理者で現在3期目です。主な取り組みは世代間交流として子どもの居場所、未来の放課後の居場所としての活用、まんぷく食堂との連携事業、カフェでは健康ランチの提供、地域課題に関する支援事業、起業の支援等が記載されている。指定管理料は変わらず500万円で運営と計画している。収入ではカフェの売り上げを上げていくと計画している。支出では人件費は上昇するが自主事業全般を伸ばして運営をしていく計画との説明を受けました。主な質疑は「附帯意見にある若年層への利用の検討という課題についてはどのように考えているのか」の問いに「施設としては利用可能ではあるが、カフェの運営等を考えると使い勝手はよくない。定期的には開放するのは難しい」との答弁でした。「今年の収支はどうなっているのか」の問いに「どうにか運営ができています。収支プラスマイナスゼロでやれている。利益を追求するつもりはなく、社会貢献の一環である」との答弁でした。質疑、討論を終結し、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(ほたるの里世代間交流センター)現在の指定管理者、辰野町社会福祉協議会を選定し現在3期目です。主な取り組みは1.各種イベントの実施、2.展示コーナーでの作品展示、3.中高生の学習スペースの拡大、4.ボランティア団体市民活動のネットワーク拡大、5.利用者ニーズをとらえた施設運営を目指しています。中高生の居場所学習スペースとしての要望が多く上がってきていて、20

時まで運営していることもあり、町としてこれに対応することも指定管理者とともに進めていきたいとの説明がありました。主な質疑として、「管理運営体制についてですが、午後 5 時 30 分以降、シルバー人材センターに委託しているが、その際の就業時間はどうなっているのか」の問いに、「職員が 8 時 45 分から 17 時 30 分まで、シルバー人材は 17 時 30 分から 20 時まで」との答弁でした。支出の人件費についてです。

「人件費の上昇を予測して総計を算出して、5 年間に割り振ったのは少し無理があるのではないか」の問いに「最低賃金の上昇 5 年間分を見据えて若干上乘せ予測をしていて、これで収まると考えている」の答弁でした。質疑、討論を終結し、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに議案第 1 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。これより議案第 1 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 3 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結します。これより議案第3号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(湯にいくセンター)について質疑を行います。ありませんか。

○樋口(1番)

委員長報告に対して質問をいたします。委員会審査の中で、町は指定管理者を決めるにあたり、目安となる価格を持っていたかどうか、そのような質疑・応答があったのかをお聞きしたいと思います。

○総務産業常任委員長(小林)

目安になる価格があるかどうかの基準についての議論はありませんでした。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。続いて討論を行います。はじめに委員長報告に反対し原案に賛成者の発言を許可します。

○古村(5番)

湯にいくセンターの指定管理者として、株式会社サンアメニティを指定することに関する議案に対し、私は原案に賛成の立場から討論を行います。賛成するにあたりいくつかの角度から冷静に見つめてみたいと思います。まず、指定管理料の妥当性です。この増額は単なる利益追求だけではなく将来の安定的なサービス提供と品質維持のための戦略的な投資だと考えられます。一般管理費には施設の質を担保するための高度な専門人材の確保、コンプライアンス重視のための本社機能の強化、そして予期せぬリスクに対応するための内部留保が含まれています。詳細な内訳の公開は企業の競争優位性やノウハウに関わるため難しいですが、全体の管理費比率は過去の運営実績

や業界標準を参考に施設全体のコスト効率を考慮したうえで、適正に算出されていると考えられます。次に、選定過程と候補者の評価です。指定管理者選定において、価格競争力は評価基準の一部にすぎません。サンアメニティ社はB者と比較して以下の点で質的な優勢が明確に評価されています。まず、安定性と信頼性ですが、サンアメニティ社は過去の類似施設での運営実績と強固な経営基盤を有しており、20年間の長期にわたる安定的なサービス提供能力でB者を上回りました。次に提案内容の質です。サンアメニティ社の提案は、利用者のニーズを深く捉えた具体的なサービス向上策が含まれており、これはB者の単にコストに重点を置いた提案では実現が難しい質の高いサービスです。結論として、B者が低額で提供できるというサービスレベルとサンアメニティ社が提案するサービスレベルは本質的に異なっており、公的施設の価値を最大化するためには、安さより質と安定性を選定基準として優先するのが妥当です。この点については、多くの皆さんが同意をいただけるのではないかとこのように考えております。次に、この議案が否決された場合の影響を考えます。指定管理期間が終了し、次の運営事業者を選定または新たな手段を検討するとなった場合、新年度の施設の休止期間が発生する可能性があります。湯にいくセンターは単なる温浴施設ではなく、住民の健康増進、多世代交流、そして地域コミュニティの維持に不可欠な公の施設であります。毎日の利用を日課とし、入浴を楽しむ方の生きがいを奪いかねないこととなり、施設の継続的かつ質の高い運営は町政の重要な責務と言えます。さらにこの施設には、防災の視点からの営業の継続が求められます。被災者された方、被災地支援に訪れる方の疲れを癒し、精神的な安心感を与える施設として、常に利用者を受け入れる体制を維持することが求められます。湯にいくセンターは営業を継続し、細やかなメンテナンスを実施することにより老朽化による影響を最小限にとどめてきていただいたと考えます。万が一休業期間が発生した場合、営業の再開までには一定期間を要することが予想され、施設の不具合の発生などこれによる損失は計り知れないものであります。株式会社サンアメニティは湯にいくセンターの公的役割を深く理解し、安定した経営基盤、豊かな専門的知見、そして具体的なサービス向上策を持って、町の施設運営に対する期待に応える最適任者であると確信します。よって議員各位におかれましては本議案に対し賛同いただきますようお願い申し上げます、私の原案賛成討論といたします。

○議 長

次に、委員長報告に賛成し、原案に反対者の発言を許可します。

○樋 口 (1 番)

委員長報告に賛成の立場で意見を申し上げます。指定管理料の実績計画を見ると、今回指定管理業者と町が決めたサンアメニティは令和3から7年の5箇年間でございますけれども、1億232万2,000円それが8年から12年は1億9,256万7,000円、9,024万5,000円の大幅な増加を見込んでいて、他者の計画よりも8,206万7,000円もの開きがあるが、町は評価採点方式で順位を決めたということでございます。支出の中身を見ると人件費、今期よりも5年間で約1,000万の増、他者よりも2,680万円の増です。燃料光熱費も他者よりも1,352万4,000円の増、材料費これは何に使うのか不明ですが、2,610万円、他者は0円です。一般管理費、今期5年間で約500万弱ですか時期は4,123万円、他者は445万円で3,678万円の開きがございます。いわゆる湯にいくセンター、日帰り入浴施設でございます。いわゆる銭湯という位置付けを考えると、物価高騰の影響もあると思いますが、そうは言っても指定管理料のほぼ倍増は理解ができないこと、支出も不透明感がある。近隣の日帰り温泉施設は指定管理料0円で運営しているところもございます。またある市では、日帰り温泉施設を利用者の減少と施設の老朽化などを理由に、無償で民間に譲渡している例もございます。こういう状況下では、年平均3,800万、5年間で1億9,200万か9,024万5,000円増加する指定管理料は問題があると私は考えます。今回、町は金額で8,200万差があっても評価採点方式によって選定したようですが、審査点数826点、他者は805点、この21点が金額で8,200万円の差を逆転する採点基準、採点方法に疑問を感じるのは私だけでありましょうか。この採点方式なら、今回5年で1億9,200万でございますが、5年で3億という計画があっても決まってしまうそうです。その他者が良いと言っているのではなくて、今回の指定管理料を決定するにあたり、町はあらかじめ予定価格を決めて、そこに近づける努力をすべきで、また施設自体も老朽化現状が進んでいる状況を鑑み存続も含めて検討すべきで、ましてほぼ倍増の契約は認めることはできません。

よって、委員長報告に賛成をいたします。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。賛成の方先に。

○向 山 (11 番)

私は委員長報告に反対して、議案を可決すべきという立場から討論に入りたいと思います。委員長報告と重なる部分もあるかと思いますが、皆さんの疑問点について私なりの視点で発言してまいりたいと思います。先ほど古村議員からは施設のあり方についての総括的な討論がありました。きわめて傾聴に値する討論であったというふうに考えています。今回、総務産業委員会の審査で明らかになったのは、令和6年度の年間利用者数 72,425 人、これが過去最大であって現在の洗い場数等の現状ではこれ以上の利用者拡大は困難である、実際駐車場がいっぱいで入館できずに帰って行ったお客様もいらっしゃるということ、事実そのような話は私も友人から聞いています。とすれば現状の規模でいかにお客様に満足していただいて安心して利用していただくための、安全な管理を徹底していくのかがこの湯にいくセンターの指定管理者に求められているものだと考えます。その視点から、応募者、両者に大きな差はなかったかと考えます。大きな差が出たのは指定管理料でありその評価によって賛否が分かれたと考えます。指定管理料は応募した2者とも現在の指定管理料よりも増えています。現在の指定管理者であり、今回の指定管理者の候補となっているサンアメニティの指定管理料を中心に検証したいと思います。過去5年間の指定管理料の総額は、1億232万2,000円、新たな指定管理料は5年間で1億9,256万7,000円、9,025万円1年あたり1,805万円の増額となっています。次点のB者も総額は1億1,050万円で現在の指定管理料にくらべて817万8,000円の増であります。サンアメニティの方が8,206万7,000円、1年あたり1,641万3,000円の増となっています。この差をどのように見るか、評価するのが賛否の分かれ目になります。大きく増大したり、両者で大きく差が出ている項目を中心に、私の見解を述べたいと思います。なお令和10年度は給湯管修繕工事のため半年休館になる予定であり、それに係わる数値の細かい分析は省きます。また過去5年との比較については令和7年度実績が出ていませんので、4年間分から5年間分を算出しています。そこでまず収入です。入浴料、支出でいえば入湯税に繋がりますが、サンアメニティは引き続き年中無休で営業するとしているのに対して、B者は週1回の定休日を設定しており、その上で5年間で600万円多くなっています。現状の利用者数が先ほど申し上げたとおりマックスという中で、利用者数の増を見込むのは厳しい面もあると思います。また、1日あたりの利用者数も多くなることになり、休館日を設定しますから。無理だというふうに断定はここではしないでおきたいと思います。テニスコートの管理が指定管理業務から外れて教育

委員会へ移管され、その収入が年間約 400 万円、5 年間で 2,000 万円の減収になります。ほぼ全額が指定管理料の上乗せ分になります。売店事業収入が先ほど指摘もありました材料仕入れ分をどこで計上するのかの差が出ています。サンアメニティは材料仕入れ分を入れて売店事業収入と差し引きが収入額になる、実質収入になるようにしています。実質 5 年間でサンアメニティの方が 2070 から 80 万円多くなっています。支出のうち最も大きな人件費についてサンアメニティでは最低賃金が上昇を続ける見通しの中で算出をしており、その結果過去 5 年合計 7,974 万 7,000 円に比べて 1,108 万 8,000 円増になっています。平均 6% ぐらいの賃金を計上しているようであります。私はおおむね妥当な金額であると考えます。一方、B 者の 6,400 万円は年平均 1,350 万円で過去 5 年分の平均額 1,595 万円にくらべて年額 245 万円減額になっています。週休日を設けて人件費を抑えるとの解釈もできます。しかし営業日数の 14.2% 減に対して、人件費ではそれを上回る 15.4% の減額になっています。社会全体の賃上げの傾向をきちんと反映しているのか大きな懸念があります。燃料費・光熱水費については物価上昇を見込んでサンアメニティは 5 年で 1,048 万 9,000 円の増、これも理解できる範囲であると考えます。一方、B 者は過去 5 年とほぼ同額になっており、これも懸念材料であります。そしてこの間の赤字が過去平均 400 万円、5 年間換算で 2,000 万円、この赤字を解消することなどを含めて一般管理費でサンアメニティでは年額 868 万円、5 年間で 4,123 万円を計上しています。つまり共通経費などとして 400 万円の赤字を解消し、さらに利益などを含めて総額 4,123 万円計上しています。これは全額が利益に回るわけではないと考えます。B 者の計画についてもコメントをしましたが、B 者の計画がだめだということではありません。サンアメニティの計画について妥当であることは明らかにすることを目的に述べました。全体としてサンアメニティの収支計画は納得できるものであり、企業の経営として理解すべきものであると考えます。サービスの内容に少し言及します。年中無休、町内一円の送迎バス定期運行、子どもや高齢者への優待券や補助券、これはこれまでサンアメニティの独自事業として実施されており、B 者の提案にはないものです。これらサービスのさらなる向上、そして何よりも安全安心な運営の継続を期待し、また大きな余剰金が出た場合には町への還元をするような協定になることを要望して私の原案可決に向けての討論とします。

○議 長

ほかにありませんか。

○吉 澤 (4 番)

議案第 16 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、不採択の委員長報告に賛成し、湯にいくセンターの指定管理料選考はやり直すべきとの立場から、議案に反対する意見を述べます。本議案は湯にいくセンターの今後 5 年間の管理者に応募した 2 者のうち、現在管理している本社東京の A 者に同者が提案する指定管理料や管理方針を基本的に認めて管理させることの承認を求めるものです。本議案に反対する第 1 の理由は、指定管理料が極端に高くなるからです。A 者が示した町に求める指定管理料は今の約 2 倍、年間 1,900 万円高いわけです。物価高や人件費などが上がっているとはいえ 2 倍にはなっていません。町内業者からは「我々も倍くれと言えば町はくれるのかい」というお声もお聞きしました。物価高の下で町民や町内の事業者は必死の努力をしています。後で述べますがこの A 者の示した管理料が高すぎることは町も認めています。また今回提案されていますフューチャーセンターは指定管理料が据え置き、茶の間の指定管理料も最低賃金の上昇分を見込む程度の上昇です。それと比べてもあまりに高い引き上げです。管理料が極端に高くなる可能性が高い業者選定は、あまりに安易ではないでしょうか。第 2 の理由は町営の日帰り入浴施設の管理の実績がある町内企業 B 者が、A 者より 5 年間で 8,200 万円も安い管理料を提案しているのに、町外の A 社を選ぶのは道理が通らないと思うからです。A 者 1 者が応募して A 者に任せるしかないというなら話は別ですけれども、いわば入札にかけて大きな値段の差があるわけです。町内業者優先は町政の大原則、武居町政の柱のはずです。町外業者の法人税は町には落ちません。町内の業者に払った町のお金は、納税や雇用、波及効果として町に帰ります。町の負担が大幅に減って実績もある町内事業者を選ばない理由が全く理解できないという声を私は何人も町民からお聞きました。両者の企業としての能力、提案内容はどうでしょうか。合同選定委員会の 2 者の評価点数の差 100 点満点で 1.6 点です。両者の能力や提案に 8,200 万円の差が埋まらないほど差があるのでしょうか。現に町の入浴施設を何期も管理し、それを認められている B 者です。あえてこの業者でなく 8,200 万高い A 者を選ぶ理由を私は町民に説明できません。第 3 の理由は、税金の使い方として問題があると思うからです。議決すれば町は湯にいくセンターのために毎年 4,000 万円の管理料を払うことになります。このほかに基本的な修理や設備の更新は町が負担しますから、大きくない銭湯のために毎年 4,000 万

円以上使うということになるわけです。それでいいのかということです。近くには湯にいくセンターよりも規模が大きくて、利用者も遥かに多い公共の入浴施設を管理料0円で管理しているところもあります。町政のお金の使い方として妥当でしょうか。もう1点提案されたA者と町内業者B者の管理料の提案の差8,200万円これは大金です。これだけあれば全世帯に1万円の商品券が配られるそういう予算です。お金がないと苦労してる町がこれほどの大金をあえて使うことを町民が納得できるでしょうか。第4の理由は今回の提案には懸念事項があると町も認めているからです。議案の参考資料として外部有識者5人による管理者選定審査会と副町長や課長8人からなる選定委員会、この両委員会の委員長名連名の附帯意見書が添えられています。そこには議決後、指定管理料が減額可能か入浴料の値上げや経費見直しによる指定管理料の減額を十分に協議しという意見がついています。つまり提案どおりA者に決めれば、管理料の値下げ交渉や入浴料の値上げの検討が必要だと町長に検討機関が意見書を出してるんです。この状態で我々に議決を求めているんです。正直といえば正直なんです。これは無責任な話じゃあないかと私は思うわけです。町はこの懸念や課題を業者と交渉して結論を得た上で、議案を出すべきではないでしょうか。議会には値段を交渉する権限も決定する権限もありません。A者に任せると議決した後で交渉して、値下げができるのか、いくら下げられるのか保証はありません。またもし議決後に管理料の値下げするために入浴料を上げるなどということがあれば住民福祉に反する本末転倒な話です。町も懸念事項があるとしている議案を議会がそのまま認めていいのでしょうか。町民に説明責任を果たせるか、議会も問われていると思います。最後第5の理由です。4月営業が危なくなるから可決するべきだという意見もありましたけれども、毎回12月に提案があり問題があっても4月営業に影響があるからということで、ズルズルといっちゃう。しかも、提案される応募した業者は1、2者、その中で選ぶという苦しい選択と苦しい判断が続いています。しかしこうなるのは申し訳ありませんが、町が進めるやり方に問題があると思うんです。私はやめろと言ってるわけじゃありません。廃止しろとも言ってるわけじゃありません。もし引き継ぎができれば当面直営でやる方法も考えられます。それも無理であれば一定期間の休業もやむを得ないと思います。業者選考のやり方をこの際抜本的に改善していく対応をするべきだと思います。令和8年4月から新しい業者に契約させるっちゅうことは5年前からわかってる話ですから、今回、今年の4月から業者選定を始めてますけれども、

もっと早く選考を始めて公募期間も1箇月じゃなくて3箇月とか4箇月、場合によっちゃあ半年とかとって応募する業者を増やして、その中で出てますが目安となる金額も町も持って、そしてやっていくと場合によっちゃあ外部の委員をもっと選考委員に入れる必要があるかもしれません。こういう対応をしていってここで議会が否決すれば、町民に迷惑かけるなんていうやり方自体を私は改めるべきだし、それについては先ほど言ったように直営でやる方法も考えられるし、場合によっては休業もやむを得ないと考えます。以上の理由により委員長報告を指示し、原案に反対する意見とします。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(湯にいくセンター)を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案否決であります。よって、原案について起立により採決いたします。原案について、起立により採決をいたします。お諮りいたします。原案のとおり決するに賛成の方、原案可決に賛成の方はご起立ください。

(起立 5名)

○議 長

起立少数です。よって、議案第16号は否決されました。次に、議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(しだれ栗森林公園)について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(しだれ栗森林公園)を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありません

か。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 18 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について（辰野町地域活性化センター）について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 18 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について（辰野町地域活性化センター）を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 19 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について（ほたるの里世代間交流センター）について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 19 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について（ほたるの里世代間交流センター）を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 8 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（4 番）

一般会計補正予算（第 9 号）の 17 ページ土木費、用地対策費、これの用地等購入費 3,700 万円計上されていますが、どこの土地の購入費用ということなんでしょうか。土地開発公社の関係だっていう話も聞きましたが、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

○商工観光担当課長

土地については新町工業団地の現在 IHI ターボさんが駐車場として利用していた土地の半分ですね、半分が辰野町の所有になってますので、場所としてはその半分以上を駐車場として使ってもらってるとこの半分以上を、今度町内の業者に購入してもらおう予定であります。それを購入しまして、同じ補正予算案の 7 ページですね、7 ページに収入がありまして 3,700 万という数字がありまして、17 ページに今度は支出があるんですが、今度、町が町内の業者に買い上げてもらった 3,700 万を今度は土地開発公社に売る要は土地開発公社の所有している土地を町が買うということで、その 3,700 万を土地開発公社に買い上げて、それで土地開発公社がその金額についていわゆる借金の返済に充てると、そういう流れであります。以上です。

○吉澤（4 番）

すいません、後山工業団地の今 IHI が駐車場で使っている土地の半分が町の土地だと、その町の土地を今度は町内の別の企業に町から売るわけですね。その売ったお金の収入が 7 ページのこの土地売却収入 3,700 万だとこれはわかりますけれども、この支出の方の 3,700 万、売って企業のものになればそれで終わりだと思うんですけども、これは土地開発公社に名義を変えるための予算書っちゅうことなんでしょうか。

○商工観光担当課長

新町工業団地については開発当時ですね、土地開発公社が先行して土地を取得して造成したと、それで簿価については土地開発公社にずっと残っておりました。それが今度、土地については町の名義になってるんですけども、それが売れたということで、今度、土地開発公社の簿価に残っている金額について返済するために、今度、町が土

地開発公社の土地を買い上げるという形で支出に盛ってあるんですけれども、どうやって説明すればいいかなそういうことです。以上です。

○吉 澤 (4 番)

じゃあこういう理解ですか。後山工業団地は土地開発公社が開発して土地開発公社が持ってた。だからそれを町の名義にしたと、そのとき町は土地開発公社には金を払ってないですかね。今回売れたから払ってなかった金を開発公社に払うと、そういうのがこの予算という、そういう理解でいいですか。

○商工観光担当課長

そのとおりでありまして、土地開発公社はあくまでも土地を買収して開発したときの金額を以前払いました。けどもその土地がずっと売れなかったもので、名義自体は町に変わったんですけども、その見返りとして土地開発公社がお金を町からもらったということはなかったものですから、ここで売れるということで、その分は土地開発公社が借金を返すために町としては支出すると、そういうことになります。以上です。

○吉 澤 (4 番)

この用地等購入費ちゅうのが一般的に見ると、どこか土地をかうんだらうっちゅう感じがするものですから、これしか予算計上の方法がないかもしれませんけど、だとしたらもうちょっと何かわかりやすいような表示をしてもらえばありがたかったかなと意見だけ申し上げます。

○議 長

ほかにありませんか。

○向 山 (11 番)

16 ページになりますかね、15 ページから 16 ページ、県行造林の分収林購入費、分収負担金ということで予算計上されております。9 部落の県行造林というふうに聞いていますが、この団地の面積それからほかに同様の県行造林っていうのはどのような状態になっているかお聞きします。

○産業振興課長

9 部落の土地の面積でございますが、130.07 ヘクタールございます。これ以外の契約が継続している団地についてでございますが、現在 10 団地 600.21 ヘクタールを県行造林として契約しております。以上です。

○向 山（11 番）

質問というよりも、意見・要望になるかもしれませんが、県行造林は本来の森林の所有者に代わって町が契約をしているっていう扱いになってるかと思います。したがって地域の森林所有者、例えば先ほど 10 団地っていうふうに答弁いただきましたけれども、平出山森林組合も県行造林を持っていたかというふうに思います。こういった団地についてですね、やはり契約満了っていうような形でこういう処理をしなければならない団地っていうのは、これから順次期限が来ると思います。地元の所有者と十分な協議をしてですね、あらかじめ準備ができるようにしておく必要があるかと思いますし、併せて想定できた今回の予算措置だと思います。とすれば補正予算じゃなくて当初予算で計上すべきではなかったかというふうに思います。これは意見です。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。日程第 3、議案第 9 号、令和 7 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 9 号、令和 7 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第10号、令和7年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、令和7年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第11号、令和7年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○向山（11番）

7ページの歳出、諸支出金で償還金利子割引料100万円の予算計上があります。資格喪失者への遡及還付というような説明を聞いておりますけれども、この対象となる件数ってというのはどのくらいなのかお聞きします。

○住民税務課長

令和7年10月までに被保険者37名の方に還付いたしましたが、予算を上回りました。11月1名、12月3名、合計21万2,400円分が還付未済であり、また、今後も対象者が増えることを見込みまして増額するものであります。お願いいたします。

○議長

ほかにありませんか。質疑、討論を終結します。これより議案第11号、令和7年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第12号、令和7年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を議題と

いたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

病院会計補正予算、1 ページの第 2 条後段、「なお、運転資金にあてるため、病院事業債（経営改善推進事業）1 億 3,000 万円を借り入れる。」という記載があります。昨今の病院経営の赤字、全国の自治体病院は 9 割は赤字、私立含めても 6 割は赤字、大変な中で辰野病院は特に運転資金をあまり持たずに、どうしても足りなくなったら町が支援する形でやっても来てますから、この運転資金のために必要な資金を確保するということが必要で賛成なんですけど、こっからが質問なんですけど、どのくらい有利なのかちゅうか金利が安いのか返済条件がいいのか、この事業債を借りるメリットについて少し説明いただければと思うんですが。

○辰野病院事務長

金利についてはこれからになりますので、どのくらいになるかはちょっとまだわかりません。この企業債を借りるメリットなんですけれども、この企業債は実は交付税措置はございませんけれども、昨年町の方に大変経営が厳しくて、1 億 2,000 万円の補正をさせていただいて繰入金を増額させていただきました。今年度は、できる限り町に頼らず当院の中で経営改善に努めたいというところで、国の方でこの起債の方が創設されたということで、この目的が経営改善を促進するため、また経営改善実行計画を策定して収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援するための起債でありましたので、ぜひこの起債を借りて経営改善に努めたいと思ひまして起債の借入れをさせていただいたところです。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○向 山（11 番）

8 ページになります。支出で新たな調剤関係システムということで、1,000 万円の補正が組まれていますけど、この内容それから目的、効果についてお聞きします。

○辰野病院事務長

はい。この薬剤関係システムの主なものは、錠剤一包化監査支援システムになります。現在、錠剤一包化の機械によりまして、処方された複数の種類の錠剤を 1 回分ごとに一つの袋にまとめそれを薬剤師が目視により確認をしているところです。今回、購入予定の錠剤一包化監査支援システムでは、一包化された錠剤を画像撮影

し、正しく一包化されているか処方箋と自動的に照合鑑別を行い、より安全な薬の提供を行うものです。ここ数年、保健所の立ち入り検査においても導入することが望ましいという指導がありまして、また薬剤師の負担軽減に繋がることから、またこの電子カルテ更新に合わせて導入をすることになりました。よろしく願いいたします。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 12 号、令和 7 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 13 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 13 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 25 分といたします。15 時 25 分といたしますので時間までにお集まりください。

休憩開始 15 時 15 分

再開時間 15 時 25 分

○議 長

再開いたします。日程第 8、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第 9 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書、陳情第 11 号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情、以上 2 件について福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長松澤千代子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（松澤）

令和 7 年 12 月定例会、福祉教育常任委員会、陳情報告。令和 7 年 12 月 16 日、福祉教育常任委員会委員長松澤千代子。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました陳情第 9 号、第 11 号の審査結果を報告いたします。令和 7 年 12 月 10 日、11 時 20 分から福祉教育常任委員会室において、委員全員が出席し審査を行いました。陳情第 9 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書、陳情者は長野県医療労働組合連合会、執行委員長小林吟子氏、長野県社会保障推進協議会、代表委員宮沢裕夫氏ほか 5 名。陳情事項は診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求めるもの。質疑討論では賛成意見として、1. 利用者の数は増加傾向にあるのに報酬が増えていかない状況が続き、働く人が集まらなると懸念されている。2. 全国の自治体病院の 9 割が赤字経営と言われているが構造的な問題で、本体として報酬そのものを上げていくべきである。3. 介護施設では満床でも赤字だと聞いている。赤字構造を解決するには報酬の引き上げしかない。4. 介護・医療業界は一般的な給与水準が、ほかの業界より 8 万円ほど低いという非常に厳しい状況にある。ほかの職種と遜色ない水準にあげていく必要性が迫っていると感じている。反対(趣旨採択)の意見として、1. 内容的には理解するが 10%引き上げの 10%という数字の根拠が不明である。民間主要企業の平均引き上げ率の 5.52%と比較しても、引き上げ率の根拠が乏しい。また報酬引き上げに伴う財源確保についての懸念があるため、趣旨採択とのことでした。趣旨採択にすべきか採決の結果、賛成 1、反対 5 で賛成少数のため、再度原案の可否について採決いたしました。その結果、賛成 5、反対 1 で採択すべきものと決しました。意見書提出については賛成多数で意見書を提出すべきものと決しました。陳情第 11 号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情書、陳情者はハッピーテール、

代表東野律子氏。陳情項目は餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求めるもの、討論の結果、賛成意見は1. 野良猫の増加とそれに伴う問題(生命、環境、糞尿被害等)は大変深刻であり、町としても対策に動くべき。2. 町側も予算化に向けて動いている。3. 去勢手術の費用が比較的安価な専門動物病院の存在も共有され、補助制度を充実させるべき。4. 地域猫活動は糞尿被害の問題が残る側面もあり、単に去勢するだけでなく、被害に遭っている住民へのケアや今後の検討も必要だとの意見も出されました。採決の結果、賛成 6、反対 0、全員一致で採択すべきものと決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに陳情第9号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第9号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書を採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立ください。

(起立 12名)

○議 長

起立多数です。よって陳情第9号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第11号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 11 号、餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって陳情第 11 号は委員長報告のとおり決しました。日程第 9、追加提出議案の審議について、議案第 20 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 20 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。職員の懲戒処分に関し、管理監督責任者として町長の給料を一定期間減給するため、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。附則に令和 8 年 1 月の町長に支給する給料を第 3 条第 1 項の定めに関わらず、定めた額から当該額に 100 分の 10 の率を乗じて得た額を減じた額とすることを附則にて定めたものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山 (11 番)

近年の過去の不祥事に関する処分内容について調べてもらいました。10 数年前に公金横領事件、全額被害弁済をしたことによって刑事告訴なし、この時、町長、副町長、教育長 10%2 箇月減給、その部下である教育次長 10%3 箇月減給。その 1、2 年後に国の補助金事業の不適切な事務処理、これは刑事事件ではありませんが、町長、副町長 10%2 箇月減給、職員 3 人が 10%、1 から 2 箇月減給、今回は刑事告訴があり告発もするということではありますが、町長 10%、1 箇月、職員 10%、1 箇月、この今回の処分内容はどのような基準によって決められたのかお聞きします。

○総務課長

辰野町職員懲戒処分等の指針に基づき、顧問弁護士による法的な知見と懲戒等審査委員会に諮る中で、処分を決定しております。過去発生した事案はいずれも公金に直接損害等の影響が出ているもので、本案件は公金への影響は出ていないことから町長、当時担当課長は10分の1減給1箇月が妥当だとする顧問弁護士からの助言を参考に、懲戒等審査委員会にて決定に至っているものであります。以上であります。

○向 山 (11 番)

今回の案件の社会的意味をどのように考えるかが重要だというふうに思います。第三者に公金ではなくて第三者に具体的な被害があること、そのために刑事告訴告発をすることに至っている。その結果、事件捜査のために役場への家宅捜査があり得るし、裁判に関する報道が何回も繰り返される可能性があります。辰野町に対するイメージダウン、行政に対する信用失墜はその都度繰り返されて起き上がってきます。事務を主管した管理職には監督責任がありますが、町長にはその管理職に対する監督責任とともに任命責任もあると考えます。過去、先ほど申し上げた事例の中で理事者の方が職員よりも軽い処分になった、このことについては議会全員協議会の中で疑問を呈する意見もありました。今回の処分の内容は妥当と考えておられるのか改めてお聞きします。

○総務課長

本件につきまして、新たに判明した事案があれば速やかに公表していく方針であります。また報道が繰り返される可能性はありまして、町のイメージダウンの懸念もありますが、失われた信頼をより早く回復させるためには、情報公開の透明性も必要であると考えております。併せて速やかな処分が必要であると考えております。過去の処分について判断を申し上げるものではありませんが、それぞれの事案によっては理事者の方の処分が軽いという判断もあり得るということ。また管理監督職が経済犯罪を見逃したということは重いという弁護士の見解であります。顧問弁護士は何よりも前回の事案は町に経済的実害が発生していますが、今回は町に経済的実害が発生していないということ。さらに、町が通報を受けて顧問弁護士に調査をさせ、事件の実態を判明させたということで、町が抑止力を行使したものですので、処分としては妥当という弁護士の見解であります。以上であります。

○向 山 (11 番)

私自身職員時代に脛に傷を持つ身であります。あまり深く追及したくない思いもありますけれども、どのような処分にするのかということについては判断が難しいというふうに思います。私にもどんな内容が最もふさわしいかは提案できませんが、したがって敢えて反対するという理由もありません。しかし処分が軽いのではないかという町民の声も届いています。今後処分の基準や判断過程について検討する考えはないのか、あるいは顧問弁護士一人の意見が非常に判断のウエイトを占めているような感じもします。顧問弁護士複数制というようなことも、これはですね様々なハラスメントの通報だとか公益通報についてもですね、一人の弁護士よりも複数の弁護士を置いた方が通報しやすいだろうということも考えています。こういった複数顧問弁護士制等について、考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長

過去の処分についても顧問弁護士による法的な見地からの助言がある中で、判断がされてきているものであります。過去2回についても同様であります。職員の不正行為には、個別具体的な実態がありますので引き続きですね、顧問弁護士の助言をいただく中で慎重に判断をしてまいりたいと考えております。今のところですね複数制での対応ということは考えておりません。以上であります。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。議案第21号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 21 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 7 年 8 月 7 日になされました令和 7 年人事院勧告を受けまして、議会議員及び特別職の期末手当について一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、年間支給月数を 0.05 月分引き上げ、現行 3.45 月から 3.50 月とする改正となるものでございます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。議案第 1 条関係は令和 7 年 12 月 1 日適用のもので、本文中第 5 条の期末手当の額を 12 月分を 100 分の 177.5 にするものであります。議案の第 2 条関係は、令和 8 年 4 月 1 日以降のもので、第 1 条で改正したものを期末手当の額をいずれも 100 分の 175 にするものであります。2 ページをご覧ください。第 3 条は、令和 7 年 12 月 1 日適用のもので、本条例の 3 条の中の一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の額について、一般職の期末手当の率に変更になったことによる変更で記載の利率の率に変更するものであります。第 4 条は令和 8 年 4 月 1 日施行のもので、第 3 条にて変更したものを 3 月期も 12 月期もいずれも 100 分の 175 の率に改定するものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 21 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。議案第 22 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和7年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、議員及び特別職の人事院勧告と副町長人事に伴う人件費の調整、懲戒処分により給料等を減額するものであります。補正総額は467万円の減額で、予算総額は108億502万9,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰入金の減額であります。歳出につきましては議会費で、人事院勧告による議員期末手当の追加です。総務費では、人事院勧告による特別職の期末手当等の追加と副町長空席期間の事務経費、懲戒処分による給料の減額でございます。農林水産業費で懲戒処分による人件費の減額であります。教育費で人事院勧告による特別職の期末手当等の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第22号、令和7年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第10、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%の引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第1号 朗読）

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第 1 号、診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 12名)

○議長

起立多数です。よって発議第 1 号は可決されました。日程第 11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに、議員派遣することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議員派遣についてはお手元に配りましたとおりに、派遣することに決しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

12 月 1 日に開会いたしました令和 7 年度第 9 回辰野町議会定例会の閉会にあたりご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては提案いたしました案件につきまして、熱心にご審議の上、それぞれ可決くださいましたことに厚く御礼申し上げます。今議会におきまして、議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご指摘を十分心にとどめ、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えております。議案第 16 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきましては、否決されたことの原因につきまして、真摯に受け止め今後の施設の運営方法、対応につきまして早急に検討してま

いりたいと考えております。さて、一般質問では私の掲げました公約について、特に行政運営の付加価値と各構想について、多くのご質問、ご意見をいただきました。まずは課長会にて議論を重ね、調査や可能性など検討を進めつつプロジェクトチームを発足してまいりたいと考えております。今議会で賜りましたご意見やご提案を今後開催されます各会議の中で活かしてまいりたいと考えております。国の令和7年度補正である物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金につきましては、上伊那各市町村において様々な取り組みが伝えられております。町の方針としましては、稲作農家が相当数あることを踏まえ「お米券」という形ではなく、住民の皆様の多様な物価高騰支援を進めてまいりたいと考えており、「生活支援券」として全住民一律で支給する方向で検討を進めてまいります。併せて普段住民の皆さんがお使いになられている水道の料金につきましても、支援してまいりたいと考えております。配分金額等確定した段階で、詳細、追加支援策等を検討してまいる予定でございますので、それぞれ整いましたら議員各位にご説明してまいりたいと考えております。さて本年も残りわずかとなりました。令和7年を振り返りますと、今年是新町発足70周年を迎えた節目の年でありました。6月には記念式典を開催し、多くのご来賓の皆様とともに70年の町の歴史を振り返り、未来に向けたまちづくりを決意したところでありました。心豊かに暮らせる安心な、より良い町になることを目指して、そして来たる令和8年が平穏で住民の皆さんの笑顔が絶えない年になることを願い引き続き各事業、業務に全力で取り組んでまいります。議員各位には今年1年、町のため町民のために大変ご尽力をいただきました。健康に留意され穏やかな良い年をお迎えいただきますようご祈念申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして12月1日に開会いたしました、令和7年第9回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大変ご苦労様でした。

10. 散会の時期

12月16日 午後 3時 58分 散会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 原梢の記録したものであつ

て、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11 番

署名議員 12 番